

# 火薬類取締法に基づく立入検査要領

この要領は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第43条第1項の規定に基づき、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者（以下「火薬類製造者等」という。）又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所（以下「火薬類取扱場所」という。）に対し、奈良県知事が職員に立入検査を行わせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 目的

立入検査は、火薬類による災害事故の防止及び適正な火薬類の取扱い等の指導を目的とする。

## 2 奈良県公安委員会との協力

立入検査に当たっては、奈良県公安委員会が行う立入検査と総合的に運用できるよう配慮する。

## 3 立入検査の種別及び検査頻度

立入検査の種別及び検査頻度は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 定期立入検査

法第3条による許可を受けた者、法第12条による許可を受けた者、法第17条かつ法第25条による許可を受けた者については、原則として年1回立入検査を実施する。

また、法第25条による許可を受けた者のうちから、年間3件程度を抽出して立入検査を実施する。

### (2) 臨時立入検査

前項に関わらず、臨時立入検査を実施する場合は次の各号に定める場合とする。

ア 新たに火薬類の取扱いを伴う事業を開始した場合

イ 定期立入検査又は臨時立入検査において、法令違反を発見し指導を行ったものについて、その後の状況を確認するために行なう場合

ウ 火薬類の盗難、発破等による損壊等事故の発生直後に火薬類取扱場所またはその他の火薬類取扱場所において同様な事故の発生が予想される場合

エ 火薬類取扱場所における火薬類取扱いの状況、過去における事故発生の状況、その他作業内容等から判断して必要と認める場合

オ 奈良県公安委員会が行う立入検査と併せて行う必要のある場合

カ その他特に必要があると認める場合

#### 4 立入検査に係る実施計画の策定

- (1) 立入検査に係る実施計画(以下「立入検査計画」という。)は、毎年度当初において、前条に掲げる頻度で行えるよう策定するものとする。
- (2) 立入検査計画は、必要に応じて随時変更することができる。この場合、変更理由等を記録することとする。

#### 5 立入検査の実施

##### (1) 検査日の通知

立入検査の実施に当たっては、火薬類製造者等に対し、原則として立入検査実施予定日の2週間前までに実施日時を通知することとする。

ただし、臨時立入検査については、この限りでない。

##### (2) 検査日等の変更

火薬類製造者等へ前項の通知到達後、検査日等の変更について要請があった場合は、立入検査の実施に支障がない限度において検査日等を調整することとする。

##### (3) 事前確認事項

立入検査の実施に当たっては、適切な指導を行うため、次の事項について事前に確認することとする。

ア 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況

イ 火薬類保安責任者の人数及び氏名

ウ 消費場所にあつては、法第30条第2項の火薬類保安責任者の選任義務の有無、法第29条第4項の保安教育計画の策定に関する奈良県知事の指定の有無、火薬類取締法施行規則(昭和25年通産省令第88号)第48条第1項の火薬類取扱従事者の人数及び氏名

##### (4) 立入検査の実施体制

ア 立入検査は、原則として2名以上の職員で実施することとする。

イ 立入検査に従事する職員は、必ず所定の立入検査証を携帯し、相手方から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

#### 6 立入検査の方法

立入検査は、「火薬類取締法に基づく立入検査調査票」(様式1)の検査(指導)事項に従って実施するとともに、帳簿等によりその内容の整合性に注意しながら確認する。ただし、検査時間等の制約で立入検査調査票に掲げる全ての事項について検査できない場合は、適宜必要な事項について重点的に検査する。

#### 7 検査実施上の注意事項

- (1) 検査開始の際に、「本検査は、火薬類取締法第43条第1項に基づき行われる立入検査であること」を火薬類製造者等に説明すること。

- (2) 本検査を拒み、又は質問に関して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、

罰則規定が適用されることを必要に応じ教示すること。(法第61条)

- (3) 検査を実施する際には、以上の検査のほか、法の内容、各種情報等についても説明を行い、火薬類製造者等の保安意識の啓蒙に努めること。
- (4) 検査結果において、改善を要する事項がある場合には、その場において法令違反の内容を指摘し、改善方法を具体的に指示すること。
- (5) 重大な法令違反が存在する場合は、奈良県公安委員会に通報すること。

## 8 立入検査の報告等

- (1) 立入検査に従事する職員は、検査終了後速やかに「火薬類取締法に基づく立入検査報告書」(様式4から様式6)を作成して担当課長に報告しなければならない。  
なお、作成に当たっては、検査において指摘した事項、改善項目等の内容を必ず記入しなければならない。
- (2) 検査結果において、改善を要する事項があった場合には、検査後速やかに書面にて指導を行うこととする。
- (3) 書面にて改善を指導した場合は、火薬類製造者等に対して「改善報告書」(様式7)により報告を求めることとする。
- (4) 改善結果については、火薬類製造者等から改善状況を記した報告書及び関係資料を徴収するとともに、必要に応じて再度立入検査を行うことにより、改善状況を確認することとする。

## 附 則

この要領は、平成28年 7月22日から施行する。